## 議事日程(第2号)

令和5年3月7日(火曜日) 午後3時45分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第2号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算 (第9号)

議第3号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第4号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 2 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 3 ※令和5年度施政方針

 $\stackrel{\wedge}{\nabla}$ 

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

| 1番  | 本 | 間 | 知   | 広  | 君 |   | 2番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 |
|-----|---|---|-----|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 3番  | 佐 | 藤 | 俊太  | :郎 | 君 |   | 4番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |
| 5番  | 齌 | 藤 |     | 武  | 君 |   | 6番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 |
| 7番  | 菅 | 原 | 和   | 幸  | 君 |   | 8番 | 赤 | 塚 | 英 | _ | 君 |
| 9番  | 冏 | 部 | 満   | 吉  | 君 | 1 | 0番 | 髙 | 橋 | 冠 | 治 | 君 |
| 11番 | 斎 | 藤 | 弥 志 | 夫  | 君 | 1 | 2番 | 土 | 門 | 治 | 明 | 君 |

欠席議員 なし

☆

#### 説明のため出席した者職氏名

| 町 長             | 時 | 田 | 博 機 | と 君 | 副  | 町    | 長  | 池 | 田 | 与 四 | 也 | 君 |
|-----------------|---|---|-----|-----|----|------|----|---|---|-----|---|---|
| 総 務 課 長         | 佐 | 藤 | 光   | 京 君 | 企  | 画 課  | 長  | 渡 | 会 | 和   | 裕 | 君 |
| 産業課長兼<br>農委事務局長 | 舘 | 内 | ひろみ | 君   | 地: | 域生活詞 | 果長 | 太 | 田 | 智   | 光 | 君 |
| 健康福祉課長          | 池 | 田 | ク   | 君   | 町  | 民 課  | 長  | 後 | 藤 | タ   | 貴 | 君 |
| 会計管理者           | 伊 | 藤 | 治 橨 | 対 君 | 教  | 育    | 長  | 土 | 門 |     | 敦 | 君 |
| 教育委員会           | 菅 | 原 | 三恵子 | 君   | 農  | 業委員会 | 会長 | 佐 | 藤 |     | 充 | 君 |
| 教育課長<br>選挙管理委員会 | 石 | 垣 | ヒロ子 | · 君 | 代  | 表監查  | 委員 | 本 | 間 | 康   | 弘 | 君 |
| 委 員 長           |   |   |     |     |    |      |    |   |   |     |   |   |

 $\stackrel{\wedge}{\approx}$ 

## 出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広 行 議事係長 船 越 早 苗 主 任 友 野 友 ☆

本 会 議

議 長(土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時45分)

議長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第2号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)ほか特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審查特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和5年3月7日

遊佐町議会

議長 土門治明殿

# 審査結果報告書

令和5年3月6日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第2号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)

議第3号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第4号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第6号 令和4年度游佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

2. 審査の結果及び意見

令和4年度遊佐町一般会計補正予算ほか、4件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、 いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。 以上であります。

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それ ぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第2号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第2号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。 (「なし」の声あり) 議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第3号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第4号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決いたし

ます。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、令和5年度の施政方針に入ります。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から施政方針を申し述べさせていただきます。

第564回遊佐町議会定例会の開催に当たり、町政運営の基本的な考え方を明らかにするとともに、令和5年度の主要な施策ならびに予算編成の概要について申し上げます。

1 はじめに

まず初めに、遊佐町長に就任以来掲げてきました「働き場、若者、賑わい いきいきゆざの構築」をキーワードとして、オール遊佐の英知(町民力)を結集し、引き続き、遊佐町のさらなる発展をめざします。 遊佐町総合発展計画(第8次遊佐町振興計画)は、令和4年度に後期計画がスタートしました。

令和5年度は、後期計画の重点プロジェクトにも位置づけております、SDGsの理念を施策に取り入れた持続可能な地域づくり、パーキングエリアタウン整備事業、統合新遊佐小学校の開校に伴う教育環境整備に取り組むとともに、ウィズコロナ・アフターコロナに向けて地域の安全・安心と活性化を両軸として進め、持続可能な魅力ある遊佐町を創ってまいります。

- 2 オール遊佐の英知(町民力)を結集したまちづくり施策の推進について、総合発展計画の基本目標に沿って説明いたします。
- (1)まず1点目として、〔地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築〕について申し上げます。

初めに、雇用の安定と就労環境の充実について申し上げます。新たな雇用を生み出す企業誘致の推進については、鳥海南工業団地において、鳥海南バイオマス発電所の建設工事が進んでおり、雇用の創出と拡大が期待されています。

また、平成30年に竣工した金龍ウイスキー遊佐蒸留所で、ウイスキー「YUZA Second edition 2022」が発売されました。今後も、地域の特性を活かして、企業誘致を推進してまいります。

就労環境については、「若者を中心とするビジネス創出事業」を新たに実施して関係組織と協力し、町内企業と求職者のマッチングと産学連携を図ります。人手不足の改善、若者の地元定着に努めます。

次に、所得の向上と後継者育成について申し上げます。

商工振興および創業、起業支援については、商工会と連携し、引き続き、米~ちゃんスタンプカード事業への支援を行うとともに、産業活性化対策事業などを充実し、創業者支援に努めます。

6次産業化の推進については、遊佐町地域活性化拠点施設の加工場を拠点とし、遊佐ブランド推進事業

と連携して、マーケティングを駆使し、生産から加工、販売につなげ、加工品のブランド化と販路拡大に 取り組みます。

遊佐町農業の主力産品である米については、県が提示する生産の目安が、前年より若干改善したものの、 国内需要量の減少傾向を踏まえれば、長期的な生産減少は避けられません。

地域の特性に応じた農業生産を基本としながら、産地交付金の有効活用を図り、転作田での高所得生産を推進します。特に、付加価値の高い野菜や花きについて、産地化推進作物として生産を推奨し、農業者の所得向上と産地拡大をめざします。

園芸作物では、パプリカ、ミニトマト、アスパラガスなどについて、国県の補助事業等を活用し、パイプハウスなどの整備を進め、生産基盤の充実を図るとともに、基盤整備事業を契機として検討されている新規園芸作物の産地化を支援します。

担い手の確保については、町のチャレンジファーム事業と国の新規就農者育成総合対策等の活用により、 就農準備段階から営農確立まで切れ目ない支援体制を構築し、新規加入者を支援するとともに、国の経営 継承・発展支援事業等を活用し、既存の担い手が次世代へ円滑に経営継承されるよう支援します。

県営圃場整備事業では、施工中の杉沢前田地区、当山Ⅲ期地区、大楯地区、畑地区の面工事と日向川北部地区の水利用施設等整備を継続し実施します。また、野沢地区については用排水路の整備に着手します。今後、令和14年度まで計画されている他の2地区についても、順次支援していきます。

水産業については、国県の補助事業を活用しながら、海面・内水面漁業の振興を図る取り組みへの支援 を継続していきます。

アワビ養殖実証事業については、飼育、販売、加工品開発等の体制の強化に努めます。

林業では、森林環境譲与税による、航空レーザ測量後のデータ解析を実施します。また、県が推進する「やまがた森林(モリ)ノミクス」と共に、健全な森林環境整備に努め、被害量が減少傾向にある松くい 虫被害に関しても、さらなる縮小に向け、国・県・町が連携して防除に取り組みます。

次に、地域資源を活かした観光振興について申し上げます。

観光振興に取り組むにあたっては、NPO法人遊佐鳥海観光協会をはじめ、他の関係機関・団体との連携のもとに、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えた、ウィズコロナの誘客手段・事業開発を進め、 交流人口の拡大に努めます。

昨年、第10回記念大会として3年ぶりの開催に至った、町のシンボルである鳥海山を会場とした、鳥海山シートゥーサミットについて、今年も株式会社モンベルと連携し開催に向け準備を進めます。また、環島海エリアが力を合わせて、100万人を超えるモンベルクラブ会員をはじめ、全国へ鳥海山の魅力を発信し誘客に努めます。

鳥海山・飛島ジオパークについて、令和3年2月に日本ジオパークに再認定され、その際に「ユネスコ世界ジオパークとしてふさわしい価値を備えている」との評価をいただいたことから、これまで以上に地域の資源を教育や観光に活用し、地域経済の活性化を図るため、「ユネスコ世界ジオパーク」の認定をめざすことを、当町をはじめとした構成市で確認しました。2026年の認定を目標に進めていく予定であり、これからも町民をはじめ、多くの皆様へ周知に努めます。

山形県の「里の名水・やまがた百選」に県内で現在71カ所選定されている名水のうち、本町から11カ所

が選定されています。鳥海山・飛島ジオパークのテーマである「水と命の循環」を体感できる湧水の郷と して、自然環境の保全と観光や学習活動に活用するための環境整備を今後も推進します。

日本海沿岸東北自動車道について、令和5年度は遊佐比子IC~遊佐鳥海IC区間が開通となる見通しであり、山形・秋田県境区間の開通へ向けての期待が一段と高まってきました。日沿道整備事業の着実な進捗と、一日も早い全線開通に向けた要望活動とともに、地域に豊かさをもたらす遊佐パーキングエリアタウンの整備に向けた取り組みを、力強く進めていきます。

(2) 2点目の〔若者に選んでもらえるまちづくり〕に関して申し上げます。

「第3次定住促進計画」2年目となる今年度は、これまでに引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、移住定住施策の推進を図ります。

若者世代の定住促進のため、住宅施策の一環として、舞鶴地区若者定住住宅の追加整備に向けた準備を 進めます。

また、本町での生活体験をとおした移住のきっかけづくりのため、移住体験時の交通費や宿泊費の支援、お試し住宅整備等による移住体験環境の充実に努めます。

若者交流事業については、関係団体と連携しながら交流をとおした出会いの場づくりに取り組みます。 また、関東在住の遊佐町出身の若者を対象とした交流会を開催し、Uターンも視野に入れた町との絆づくり、関係人口の増加を促します。

移住相談と町の情報発信においては、首都圏等での移住フェア等への参加、オンラインを活用した移住セミナーの開催、情報発信ツールの見直しに取り組みます。また、関係各課、関係団体と連携し、移住支援や移住後のアフターケアに取り組みます。

あわせて、空き家の利活用を推進しながら、住居の選択肢の充実による移住定住促進を図ります。

地域おこし協力隊制度については、新たな視点やスキルを活かした隊員活動をとおして町の様々な課題 の解決を図りながら、任期満了後の定住につなげる支援を継続します。

(3) 3点目として、〔共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり〕について申し上げます。

福祉関係では、町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者など、分野や属性・世代を問わず、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の構築に向けて取り組むとともに、地域における支え合い体制づくりを引き続き進めていきます。

子育て支援関係では、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き各事業を実施するととも に、入園者が減少している保育園の今後のあり方について、検討していきます。

介護保険関係では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定と、 高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう高齢者福祉施策等をは じめ介護保険制度の安定した運営に努めます。

健康支援関係では、今年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられた後 も、引き続き医療・介護と連携しながら感染対策に取り組みます。

また、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう国・県と連携しながら、出産・

子育て応援交付金事業を実施し、子育て世代包括支援センター事業のさらなる充実を図ります。

さらに生活習慣病予防対策の強化、ひきこもり支援や自殺予防対策の推進等、住民の多様化・深刻化する健康課題への関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

高齢者の保健事業に関しては、よりきめ細かい事業を行うため、介護予防との一体的実施に取り組み、 健康寿命の延伸をめざします。

国民健康保険関係では、国保世帯数及び被保険者数の減少に対し、中高齢者の加入割合増加や医療の高度化により、医療給付費は増加傾向という厳しい財政状況にあります。この状況に対処するため、国民健康保険税の適正な算定をおこない安定的な制度運営に努めていきます。

(4) 4点目に、〔鳥海山の豊かな自然と調和した快適なくらしの創造〕について申し上げます。

良好な環境、とりわけ鳥海山を源とする水循環と景観の保全は、町のかけがえのない財産として次の世代に引き継ぐべき重要課題です。臂曲地内の岩石採取事業を巡る係争については、令和4年1月に最高裁判所判決において、町の条例による規制は憲法第22条1項に違反するものではないとして、上告を棄却する判決が言い渡され、町の主張がほぼ認められた控訴審判決が確定しました。昨年12月には鳥海山湧水フォーラムを開催し、これまでの振り返りと、健全な水循環を保全するための取り組みについて多くの提言をいただきました。鳥海山がもたらす恵みを次代に継承するために、町条例等の整備に向けた研究を進め、町民と共に共存の森保全活動や、水質・水量調査を継続して行い、湧水フォーラム等で情報を発信することで豊かな水循環の保全に努めます。

ゼロカーボンシティの実現をめざすロードマップとして、今年度実施したゼロカーボンに向けた「見える化」調査事業の成果をもとに、「遊佐町エネルギー基本計画」の改定を行います。国が示す温室効果ガスの削減目標の達成と、再生可能エネルギー導入によるカーボンニュートラル、カーボンゼロの地域社会づくり、良好な自然環境を次の世代に引き継ぐことを使命として、町民・事業者と協働し取り組んでいきます

遊佐沖における洋上風力発電の導入に向けた取り組みについては、国の「促進区域」指定に向け、法定協議会において地域振興策や漁業協調策等の意見とりまとめについて協議中です。この地域に、国家規模のプロジェクトが入る、地域活性化のまたとない機会でもあります。町・地域の発展はもとより、町民の健康と安全、町の自然環境を守りつつ、事業におけるリスクに対応していくよう、法定協議会を軸に、国・県等関係機関一丸となって責任を持って取り組んでいきます。

ごみの減量と環境美化の堆進に関しましては、「遊佐町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民との情報共有と啓発に努めながら、分別収集の徹底、リサイクル率の向上、ごみ減量化を推進します。

廃棄物の適正処理と不法投棄防止については、不法投棄監視人の配置による常時監視や県と町との合同 巡回を行うなどして啓発活動に努めます。

河川の環境整備事業については、昨年10月に創設した遊佐町河川情報連絡会により、沿川地域におけるネットワークを強化するとともに、県と連携を図りながら、河川環境の整備と保全に努めます。また、月 光川水系の草刈りは、これまでどおり行います。

安心して暮らせる地域づくりに関して、未だに終息の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染症に対し、ウィズコロナ政策に沿った適切な感染拡大防止の対応に取り組みます。

防災については、令和4年12月に遊佐町防災会議を開催し、遊佐町防災計画を全面改正いたしました。 起こりえる自然災害等への備えを強化するため、地域防災計画に基づき新型コロナウイルス感染症対策物 品を含む避難所用の資機材・備蓄品の整備を行います。また、災害への備え、災害時の行動について町民 の理解を深めるため、遊佐町防災ガイドブック、鳥海山火山防災マップを活用した出前講座や、新型コロ ナ対策を踏まえた住民参加型の避難所開設訓練等に取り組みます。また、自主防災組織の活動支援を引き 続き行います。

管理不全空き家の対策は、相談会等の開催による適正な空き家管理の理解を得る取り組み、空き家解体 費用の補助、空き家利活用推進事業と併せて総合的かつ計画的に進めます。

町道の整備促進については、町道畑西線の改良を含む広畑橋の架け替えが完了し全線供用となります。 橋梁修繕については、令和4年度に更新した「橋梁長寿命化修繕計画」をもとに、改修および維持管理 の健全化に努めるとともに、耐用年数の延伸と維持管理コストの縮減を図ります。

栄橋の落橋、撤去の対応については、経費削減を図るため、工法の再検討を行っております。

高規格ネットワークの整備については、日本海沿岸東北自動車道が、いよいよ令和5年度中に遊佐鳥海 インターチェンジまで供用開始予定となっております。工事の早期完成に向けて国との連携を進めます。

下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づき管路施設等の改築・更新を実施します。また、公営企業会計への移行に向けた最終整備を進める他、下水道事業の健全な経営基盤の確立に向けて、下水道接続率の向上に努めるとともに、公債費の適正管理など経営の健全化に努めます。

水道事業については、耐震化・更新計画に基づき、老朽化が進んでいる大楯浄水場2号井建屋の改築を 進めます。あわせて、災害時の応急給水拠点の水源を確保するため、平津配水池に緊急遮断弁を整備しま す。

地域公共交通の確保の取り組みについては、デマンドタクシーを中心とした交通対策事業の充実に努め、 関係各課が連携し、生活交通の確保、町民の利便性の向上に努めます。

計画的な土地利用計画の取り組みについては、まちづくりの将来ビジョンを確立すべく、都市計画に関する基本的な方針である、都市計画マスタープランに基づき進めます。

(5) 5点目の〔ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成〕について申し上げます。

令和4年度に策定した「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画」に基づき、長期的展望に立った教育 行政を計画的に推進していきます。

小学校については、令和元年度から準備を進めてきた町内 5 校の統合による新遊佐小学校が開校します。 子どもたちが落ち着いて学べる学校経営、子どもたちが新しい環境の変化に対応できる体制整備を進めて いきます。

コミュニティ・スクールの推進については、これまで各校の学校運営協議会を機能させ、学校教育と地域の協働体制を充実させてきました。地域・家庭・学校が目標を共有しながら主体的に子どもたちの成長を支えるために、学校運営協議会を核にした地域学校協働活動の一体的な推進に努め、地域の教育力を生かした教育活動をより充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

確かな学力の育成については、令和5年度より1小1中となる強みを生かし、幼保小中高の切れ目ない 連携を図りながら、学ぶ楽しさを実感できる授業づくりの推進に努めます。また、学習支援塾等による子 どもたちの教育環境の充実、ICT支援員や部活動指導員の活用等による教職員の勤務環境の改善により、 子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めます。

小・中学校の施設整備については、遊佐小学校においては低学年棟トイレの洋式化工事を実施するとともに、中学年棟トイレの洋式化工事の実施設計を行います。遊佐中学校においては武道場屋根の改修工事、図書館LED照明化工事を実施します。開校から30年が経過しており、老朽化による不具合が生じていることから、学校施設長寿命化計画に基づきながら、計画的に施設の改修を行っていきます。

青少年の健全育成については、学校・家庭・地域が連携して「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動と、「躍動する遊佐っ子10か条宣言」の実践を推進します。

少年町長・少年議員公選事業や中高生ボランティアサークル「くじら」等の活動をとおして、青少年の 社会参加を促し、未来の地域づくりを担うリーダーの育成に努めます。

放課後子ども教室は、新小学校開校により、小学校の空き校舎を活用し開設します。今後も運営スタッフと連携しながら、児童が安全に過ごせる放課後の居場所づくりに努めます。

「心豊かにいのち輝く町民の育成」について申し上げます。

町民の生涯学習による自己研鑽と仲間づくり、生涯スポーツの推進、芸術文化鑑賞の機会を提供し、心豊かな町民の育成に努めます。そのために、遊佐町スポーツ協会や総合型スポーツ文化クラブ遊's (ゆず)、遊佐町芸術文化協会等の関係団体との活動を支援し、連携を図っていきます。

中学校教員の働き方改革や、少子化の中でも継続的にスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するため に、中学校部活動の地域移行について関係団体と協議・検討していきます。

29回目となる「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」では、新型コロナウイルス感染症の動向に配慮しながら、より魅力あるウォーキング大会となるよう内容の充実に努めます。

読書環境の充実については、「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが本に親 しめる環境づくりを進めていきます。

「歴史・文化遺産の継承と活用」について申し上げます。

国史跡小山崎遺跡については、令和3年度に策定した保存活用計画を踏まえ、令和4年度から2ヶ年に わたり、具体的な整備内容を定めるための整備基本計画の策定に向け、有識者5名を委員とする策定委員 会において議論しています。

民俗芸能については、神楽の保存と継承、全国の神楽の保存団体との交流と連携を目標として令和4年度に設立された「全国神楽継承・振興協議会」に杉沢比山保存会が加入しました。杉沢比山を含む国の重要無形文化財の指定を受けた神楽の保存団体が会員であるこの組織は、令和8年度のユネスコ無形文化遺産登録をめざしています。

令和4年度に予算の一部を繰越した遊佐町史下巻は、編さん委員及び編集委員との協議を重ね、令和5年度中に発刊します。平成20年3月に発刊した遊佐町史上巻とあわせ、念願であった通史として完成します。

山形県立遊佐高等学校の支援については、地域連携協議会のもとで魅力化にかかる検討・協議を図りながら、県外留学生の受け入れによる学校・地域の活性化を目指します。また、町内の高等教育機関の存続により、地域の発展のための人材の育成や、高校を核にした関係人口の拡大など、地方創生の取り組みを

推進していきます。

姉妹都市ハンガリー・ソルノク市との交流事業ですが、今年は民間交流40周年目の節目となりますが、 記念事業の実施や、令和2年度より中止となっている派遣事業については、新型コロナウイルス感染症や 東欧の情勢を踏まえ、催行を検討することとします。

(6) 6点目として、〔人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり〕について申し上げます。

協働によるまちづくりの推進について、遊佐町まちづくり基本条例に則って、地区まちづくり協議会の 地域課題解決型の運営を支援し、教育課と連携して関係者の研修機会の充実に努めます。

令和5年4月に予定されている統合新遊佐小学校開校後の空き校舎等の活用にあたり、今年1月に今後の利活用の指針とする「遊佐町空き校舎利活用基本計画」を策定しました。引き続き地域防災や、放課後の子どもの居場所づくり、地域の社会体育活動などでの活用を進めるとともに、蕨岡小・高瀬小への地区まちづくりセンター機能の移転に向けた基本設計を行います。

開かれた町政の推進について、町民による外部評価制度により事務事業の進捗状況や効果検証を行い、 その内容を公表してより有効的・効率的な業務改善を図ります。

遊佐町、生活クラブ生協、庄内みどり農協の三者による、地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言事業を推進します。

また、エネルギーの自給と循環型社会をめざして町内に建設された「庄内・遊佐太陽光発電所」の、収益の一部を活用して酒田市に創設された庄内自然エネルギー発電基金について、基金活用に係る協議会の運営を通して、庄内地域の持続可能な社会づくりに寄与し、「地域循環共生圏」ローカルSDGsの実現に向けて努力します。

ふるさとづくり寄付金(ふるさと納税)について、返礼品の新規開発に努め、各種寄付受付サイトを活用しながら、経費節減と手続き等の利便性の向上を図り、リピーターの確保に努めます。

企業版ふるさと納税では、積極的に企業からの寄附を募り、地域再生計画に沿った事業に活用します。 遊佐元町地区の賑わい再生事業について、電動自転車の拠点が整備され、冷凍自販機が設置されました。 引き続き、賑わいが持続するよう、民間主導での事業を検討します。

効率的な財政運営の推進に当たっては、町政運営に対する町民の信頼を確保するうえで、引き続き町税の適正・公平な課税の実現と収納率の向上に努めます。また、町民サービスの向上を図るため、窓口手数料のキャッシュレス決済の実現を目指します。マイナンバーカードの利活用については、4月から始まる住民票等のコンビニ交付及び窓口証明書交付サービスの利用を推奨するとともに、マイナンバーカードの利便性について周知に努めます。

3 令和5年度当初予算編成について申し上げます。

令和5年度当初予算は、第7期実施計画を踏まえ、本町が抱えた重要課題や横断的な政策課題に取り組んで行くための「政策実現予算」としております。

一般会計の当初予算は83億8,700万円、前年度対比で7,100万円の減額、0.8%の減少となっています。

歳入における町税は、前年度対比0.7%減の12億9,172万円、地方交付税については、前年度対比1.2%増の33億7,853万円を計上しました。

町債では、町道整備事業債で1億9,500万円を計上するなど、総額で4億700万円、前年度対比で2億

3,130万円の減額、36.6%の減少となりました。

また、地域経済の回復に資する投資的経費を確保するため、財政調整基金や特定目的基金を活用するなどして予算編成を行いました。

一方、歳出では、「働き場・若者・賑わい いきいきゆざの構築」を念頭に置きつつ、限られた財源を効果的に還元できるよう、事務事業の最適化に取り組みを進めます。

具体的には、若者定住のための子育て世帯に対する支援、児童・障がい者・高齢者の各医療給付や助成制度、各種健診の実施など、町民の生活向上に資するソフト事業に配慮するとともに、遊佐パーキングエリアタウン整備事業などの重点事業や持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設支援金事業を継続、新規にビジネス創出事業に取り組むなど、定住対策や雇用対策など地域経済の活性化に努めます。また、遊佐高等学校の魅力化事業を拡充し、魅力化を地域みらい留学生の募集だけでなく地域の活性化、地方創生に結び付ける取り組みを推進していきます。

さらに、「企業版ふるさと納税基金(仮称)」を創設し、町が実施する地方創生プロジェクトに備えます。

「選択と集中」を基本に、今後の地方創生の取り組みに資する財政運営の持続可能性を確かなものとしていきます。

#### 4 結びに

1,000年に1度と言われた2011年3月11日の東日本大震災からもうすぐ12年が経過しようとしています。 あのとき、遊佐町でも3月定例会開会中でありました。今年は同日が週休日の土曜日と重なるようですが、 改めて、被災された全ての皆様にお見舞いと、震災や関連で亡くなられた皆様に哀悼の意をささげるもの であります。復旧、復興のこれまでのご努力に敬意を表し、新たな課題等への取組にも、同じ東北地方に 生きる者として応援を重ねてまいりたいものです。

新型コロナウイルス感染症も次々と出現する変異株により終息が見込めない状況でありますが、政府は感染法上の分類の見直しの方針を示し、5月のゴールデンウイーク明けから季節性インフルエンザと同等の5類とすることを発表しました。これにより、経済の回復を期待する声があるものの、医療のひっ迫や医療費の負担増も心配されております。政府には、更なるワクチンや治療薬の開発、安定した医療体制の確保など混乱の無いように取り組んでいただきたいと思っております。

令和5年度は、統合新遊佐小学校の教育環境整備、空き校舎の利活用や遊佐パーキングエリアタウン事業などの主要事業はもちろんでありますが、SDGs、自治体DX、カーボンニュートラルなどにも引き続き取り組んでまいります。

経済再生・地方再生の課題解決に取り組みながらもウィズコロナを見据えた施策も必要となります。町 民生活と地域経済がともに安定して進められるよう、適切に対応してまいります。

最後に、遊佐町のさらなる発展、遊佐町のさらなる活性化のためにも「子どもたちに夢を」・「いきいき遊佐の構築」・「鳥海山との共生」の実現に向け、自らの先見性を養い、主体性をもって粉骨砕身の努力を重ねてまいる所存です。職員と共に「全ては町民のために」の奉仕の心を大切にして行政執行にあたります。

改めて、町民ならびに議会議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう衷心からお願いを申し上

げ、令和5年度の施政方針といたします。

議 長(土門治明君) 以上で本日の日程は終了いたしました。 明日3月8日午前10時まで散会いたします。

(午後4時45分)